

令和 6 年（行ウ）第 8 5 号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか 9 名

被告 国

第 2 2 準備書面  
(原告ら以外の陳述書等について)

2 0 2 6（令和 8）年 2 月 2 7 日

東京地方裁判所民事第 2 部 D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子  
ほか

|     |                                                            |    |
|-----|------------------------------------------------------------|----|
| 第1  | 原告ら以外の陳述書等 .....                                           | 3  |
| 1   | 陳述書 .....                                                  | 3  |
| 2   | 選択的夫婦別氏制度に関するウェブサイト寄せられたコメント .....                         | 3  |
| 3   | 選択的夫婦別氏制度に関する論文等に引用されている声 .....                            | 3  |
| 第2  | 陳述書等の内容 .....                                              | 4  |
| 1   | 改氏により人格権侵害が生じていること .....                                   | 4  |
| (1) | 概要 .....                                                   | 4  |
| (2) | 陳述書等の抜粋 .....                                              | 5  |
| 2   | 配偶者間における不平等（一方のみが改氏を強いられ、かつ、それが女性<br>に偏っているという二重の差別） ..... | 20 |
| (1) | 概要 .....                                                   | 20 |
| (2) | 陳述書等の抜粋 .....                                              | 21 |
|     | ア 法律婚を諦め又はためらっているケース .....                                 | 21 |
|     | イ 夫婦間で協議ができないまま女性側が改氏を強いられたケース ....                        | 27 |
|     | ウ 親族からの圧力により女性側が改氏せざるを得なかったケース等                            | 30 |
| 3   | 夫婦同氏でなければ家族の一体感が得られないということはないこと ....                       | 33 |
| (1) | 概要 .....                                                   | 33 |
| (2) | 陳述書等の抜粋 .....                                              | 34 |
| 第3  | まとめ .....                                                  | 37 |

## **第 1 原告ら以外の陳述書等**

### **1 陳述書**

原告ら訴訟代理人は、氏名に関する人格的利益が重要な法的利益であること、夫婦の氏について夫婦間で自由かつ対等な議論ができていないこと等を裏付けるため、原告ら以外からも広く陳述書を募集した。その結果、900通を超える意見が集まった（甲C1～甲C5）。

いかに多くの人が本件各規定によって様々な困難に直面しており、選択的夫婦別氏制度を求めているか、その真摯な声を裁判所においても受け止め、憲法判断に取り入れる必要がある。

### **2 選択的夫婦別氏制度に関するウェブサイト寄せられたコメント**

また、選択的夫婦別氏制度の実現を支援している団体等のウェブサイトにも多数のコメントが寄せられている（甲A388、甲A389、甲A390）。かかるコメントからも本件各規定によって困難に直面している状況がうかがわれるため、本書面にて適宜紹介する。

### **3 選択的夫婦別氏制度に関する論文等に引用されている声**

さらに、これまでも事実婚当事者に対するインタビュー調査（甲A391）や、選択的夫婦別氏制度に関するインタビュー調査（甲A392）が行われており、そこでも一般の声が紹介されている（甲A392の前提となるインターネット上でのアンケート調査結果は甲A296を参照。）。

こうした調査結果によって明らかにされた一般の状況についても、本書面にて適宜紹介する。

## 第2 陳述書等の内容

陳述書、選択的夫婦別氏制度に関するウェブサイト寄せられたコメント及び論文等に引用されている声（以下「陳述書等」という。）は、合計で1500を超える。これらの内容から、①近年に限られず、何十年も前より、②都市部に限られず、日本全国各地で、また海外在住の方も、③これから婚姻を考える若い年代に限られず、50代・60代・70代以上の人々も、④女性に限られず、男性も、⑤専門的な仕事をしている人に限られず、専門的な仕事をしていない人や、仕事を有していない人も、選択的夫婦別氏制度の実現を切実に求めていることが明らかとなった。

これらの、何十年にも及ぶ、日本全国と世界からの、全世代にわたる、男女を問わない、仕事も問わない、沢山の切実な声に、裁判所はぜひ耳を傾けてほしい。

そこで、陳述書等を証拠として提出すると共に、以下にその一部を、①改氏により人格権侵害が生じていること、②現行の夫婦同氏制度は配偶者間に二重の不平等を強いるものであること、③夫婦同氏でなければ家族の一体感が得られないということはないこと、という3つの側面から、整理して紹介する。

### 1 改氏により人格権侵害が生じていること

#### (1) 概要

自己の氏名は、自己のアイデンティティの根幹であり、個人の尊厳の基礎をなすものである。陳述書等においては、国家が個人に改氏を強制することは、出身地や老若男女を問わず、人格権の侵害であると述べられている。

## (2) 陳述書等の抜粋

ア 香川県丸亀市の男性（甲Ｃ２・陳述書０８５）は、自身が改氏した  
ことに関して、「夫婦同氏強制制度が、個人の尊厳と幸福追求権をいか  
に深く侵害するかについて、自身の経験を通して訴えたい」として、  
以下のように述べている。

「長年当然のように私自身を表してきた姓を、自分の意思に反して  
手放さなければならなかったあの時の喪失感と、不本意ながらも受け  
入れざるを得ない状況への無力感は、今でも鮮明に心に残っていま  
す。」

「日常生活や社会活動のあらゆる場面で、旧姓が全く使えない、あ  
るいは使えても極めて限定的であるという厳しい現実直面しまし  
た。役所での各種手続き、銀行での新規口座開設や重要な契約、病院  
の受付、子どもの保育園や学校関連の書類提出など、公的あるいはそ  
れに準ずる場面では、必ず法律上の新しい姓を使わなければなりませ  
ん。その度に、自分が本来の自分ではない、まるで『偽名』を使っ  
ているかのような、あるいは自分の一部を隠しているかのような感覚に  
陥り、精神的な負担を感じていました。自分が長年培ってきた社会的  
な信用や個人としての繋がりが、法的な氏名変更によって分断されて  
しまうかのようなようでした。」

「旧姓併記は、不便さを解消するどころか、むしろ私の自己肯定感  
を著しく低下させる要因となりました。なぜなら、これらの公的書類  
に併記される旧姓は、あくまで戸籍上の氏名の『補足情報』という扱  
いで、多くの場合、現行の法律上の姓の横にカッコ（ ）書きで小さく  
添えられているだけだからです。これは、『あなたの本当の、法律上の  
姓はこっち（カッコの外にある現在の姓）であって、カッコの中にあ  
る旧姓はあくまで過去の、あるいは便宜上の便宜的な名前ではない』

と、公的な場で常に突きつけられているかのように感じられます。自分のアイデンティティの根幹であるはずの姓が、カッコの中に入れられ、付随情報として扱われる屈辱感は、言葉では言い表し難いものです。」

「さらに、この旧姓併記がされている公的書類を、例えば病院の受付や自治体の窓口など、全く知らない初対面の第三者に提示するたびに、私が結婚によって姓を変えたという、通常は他人に知られる必要のない非常に個人的な情報を、無尽蔵に、そして強制的に披露させられることになります。これは、プライバシーの侵害に他なりません。なぜ、見ず知らずの人に、私の個人的な婚姻や改姓の履歴を、書類を渡すたびに開示しなければならないのでしょうか。その度に感じる不快感、自分のプライベートな領域に土足で踏み込まれるかのような感覚は、精神的な苦痛を伴います。」

「私は男性として改姓を経験しましたが、このような改姓による尊厳の傷つき、アイデンティティの揺らぎ、そして旧姓併記がもたらす屈辱感やプライバシーの侵害といった苦痛は、決して私一人の特別な経験ではないと確信しています。」

「私たちが、そして多くの国民が求めているのは、このような場当たりので不十分な措置（原告ら代理人注：通称使用や旧姓併記）ではなく、夫婦がそれぞれの姓を名乗り続けることを法的に認める、抜本的な改革である選択的夫婦別姓制度の実現です。これにより、私たち夫婦のように姓を変えたくないと願う人々が、不本意な改姓を強いられたり、事実婚という不安定な状態を選択せざるを得なかったり、あるいは改姓による屈辱や不快感を味わったりすることなく、個人としての尊厳を保ったまま安心して法律婚を選択できるようになるのです。」

「私のこの陳述が、裁判所において、姓を強制されることの現実の痛みや、現行制度やその補完措置がいかに不十分で個人の尊厳を傷つけるものであるかをご理解いただく一助となり、選択的夫婦別姓制度の早期実現につながることを心から願っております。」

イ 奈良県奈良市の ■■■ 女性（甲C1・陳述書048）は、氏名は自己のアイデンティティであり、「私の尊厳」であるとして、以下のように述べている。

「私は生まれてからずっと『鳥井』という姓を名乗ってきました。音の響きや珍しさから覚えてもらいやすく、あだ名にもなるなど、私はこの姓に誇りと愛着を持っていました。自分にとって『鳥井』という名前は、ただの記号ではなく、自分自身を形作る大切な一部、アイデンティティそのものでした。」

「（原告ら代理人注：パートナーの両親からは）『姓なんてただの音だ』、『プロポーズを受けた時点でアイデンティティは捨てたのでは？』、夫が苗字を変えると『犯罪者の家系に見える』など、心に深く傷を負う言葉を浴びせられました。」

「ご両親が特別悪意のある人たちだとは思っていません。むしろ普段はとても穏やかで優しい方々です。けれども、これが日本社会において未だに『常識』とされている現実なのだと痛感しました。そして、その『常識』に従わなかった私は『わがままな女』と見なされ、夫との関係も一時的にぎくしゃくしました。これまで築いてきた信頼関係が崩れたように感じ、とても悲しかったです。」

「自分の名前でいたい、それがどうして『わがまま』とされるのでしょうか？名前は私の人格の一部です。なのにその人格の一部を捨てなければ『結婚できない』制度は、私にとって明らかな人権の侵害だと感じます。」

「結婚から1年以上経った今でも、新しい姓で呼ばれても自分のことだと認識できず、返事が遅れたり、心のどこかに違和感を抱えたまま過ごしています。自分ではない誰かの名前で生きているようで、呼ばれるたびに心が痛みます。」

「私の名前は、私の人生であり、私の尊厳です。」

ウ 大分県大分市の男性（甲C2・陳述書063）は、婚姻にあたって自身が改氏したが、自分の親に反対され、婚姻をするのに多大な心労がかかったとし、以下のように述べている。

「仕事では引き続き旧姓使用をしていますが、さまざまな場面で戸籍姓を使わざるを得ない場面があり、そのたびにもう使えなくなった旧姓にとっても悲しさを覚えます。」

「また親の悲しみを思い、また悲しくなります。結婚とは2人で力を合わせてともに生きていくということだと私は思っていますが、一方だけが改姓の苦しみを甘受することは、果たしてその結婚に必要なことなのか、とても疑問に思います。旧姓の法制度化についてはそれがいかなる制度かよくわからないが、私は自分の名前（苗字と名前を一体として自分の名前として認識している）をカッコ書きの旧姓になぞしたくはありません。結婚にあたって、両方改姓しなくても良い選択肢を設ける、素直でシンプルな制度を求めます。」

エ 東京都中野区の ■■■ 女性（甲C1・陳述書018）は、妊娠・出産という最も幸せな経験すら、喪失感を呼ぶ悲しいものとなっているとして、以下のように述べている。

「妊娠と出産は人生で最も幸せな経験でしたが、病院では『〇〇さん、おめでとうございます』と新しい姓で何度も呼ばれました。幸せな思い出を振り返ろうとするたびに、その名前は本来の私ではないのだという喪失感が必ず込み上げてきます。」

「仕事では旧姓を使用していますが、仕事で使用している名前と戸籍名が同一人物であることを証明しなければならない場面もあり、常に旧姓併記の在籍証明書を持ち歩き、窓口で怪訝な顔をされながら面倒な説明をしなければならないことがあります。」、「また、仕事で目標を追求する自分と、プライベートで育児に奮闘する自分は、頭の中では一貫した価値観と志を持って努力しているにもかかわらず、その場で使う名前が違うことで、自分が自分でないような混乱した感覚に陥ることがあります。」

「私の『名前』が、私自身の選択によらず分断されたことで、私のアイデンティティは深く傷ついています。この経験は、現行制度が個人の尊厳をいかに軽視しているかを痛感させるものです。選択的夫婦別姓制度の実現は、私のような人々が経験する不利益を解消し、誰もが自己を確立し、誇りを持って生きられる社会を次世代に繋ぐための、重要な一歩であると切に願います。」

オ 大阪市八尾市の ■■■ 女性（甲C1・陳述書009）は、「結婚の届けを役所に提出した際、窓口の方に『おめでとうございます』と言われたとき、自分の姓を奪われたことを感じていた私は悲しみや悔しさの気持ちの方がまさっており、喜ぶ気持ちには到底なれませんでした。」と婚姻当初の気持ちを述べ、「旧姓はあくまでも通称名としての扱いであり、パスポートや運転免許証、税金面など、公的に認められないことがあまりにも多く、姓を括弧付きで併記することが認められる範囲が広げられても、日常的な不便さの若干の解消になっても、常に『にせもの』扱いされる心をえぐられる感覚はとても解消されるとは思えません。」、「自分が何年もかけて築いてきた人間関係や信用を姓を変えることで、正しく認識されない不利益や、心の消耗を結婚でどうして強いられなければならないのか、いまだに理解できません。女性の多

くが姓を変えることがあまりにも多く、男性の多くは実感を伴った理解が及ばない現実があります。さまざまなところで、意思決定権を持つことが多い男性の理解が及んでいない現実を変えるためにも、すべての人が、別姓にする必要はなく望む人だけが別姓を選べるようにすることは重要だと考えます。」と述べている。

カ 神奈川県藤沢市の■■■■男性（甲C2・陳述書152）は、民法が改正されることを期待して1994（平成6）年に事実婚をしたにもかかわらず、未だに実現されていないことについて、以下のように述べている。

「戸籍のことを妻と話した際、『あなた、変える？』と問われ、それまで妻の苗字を名乗ることを想像したこともなく、答えに窮してしまいました。どうやら妻の名は、祖父が苗字に合う名前ということを考え命名してくれたそうで、そうしたことから、個人の名前、苗字を含めた名前は、その人個人の尊厳を守るうえでとても重要な要素なのだと痛感したのです。」「子供ができたときは、家庭裁判所に申し出て、妻の子となった子供を私の戸籍に移すという手続きをしました。その際、申出書を書いたのですが、そこには夫婦別姓の議論がされており将来的には民法が改正されるであろうから、その暁には法律上の結婚を予定していることも記載しました。待つこと何年になるのでしょうか。こんなに時間がかかるとは思ってもいませんでした。」「姓名というのは個人の尊厳の話だと思います。どうして、それが選択できないのでしょうか。甚だ疑問です。一刻も早く選択的夫婦別姓制度が実現されることを願います。」

キ 東京都文京区の■■■■女性（甲C1・陳述書004）は、「1989（平成元）年当時、夫の姓を選択するのが当然という空気の中、自分が姓を変えました。」「何よりもこたえたのは『自分が消えてしまった』

『夫の姓を選んだのは自分、自分で自分を消してしまった』との思いに押しつぶされそうになった事です。」「私は、姓を変えたことで、深く深く傷つけられました。とても後悔していますが、当時はそうするしかなかった。本当に悔しい。これからの人に同じ思いはして欲しくない。夫婦別姓選択権のある世界の早期実現を切望しています。」と述べている。

ク 北海道幕別町の■■■■男性（甲C2・陳述書139）は、娘の考えを聞く中で、氏名に対する価値観が変わったとして、以下のように述べている。

「私が若い頃は、結婚の際に女性が男性の姓に変えるのが『当たり前』のこととされており、疑問に思うことすらありませんでした。そうした価値観の中で生きてきた私にとって、夫婦が別の姓を名乗ることなど、かつては想像もしていませんでした」が、「娘から話を聞いていく中で、私の中にあった『結婚とは姓を同じくするもの』という固定観念が揺らぎ始めました。」

「娘は自分の氏名で学位を取得し、資格も取り、今は海外出張の多い仕事をしています。自分の築いてきたキャリアが『氏名』とともにあること、その氏名が変わることで仕事や生活にどれほど支障をきたすか、私は初めて理解するようになりました。娘の話では、通称と戸籍上の名前が異なることで、国際的な場面では信用や手続き上のトラブルが起きやすくなるそうです。これはただの『不便』というレベルではなく、個人の尊厳や人生に深く関わる問題です。」

「この年齢になってようやく、『結婚の際に姓を変えるかどうかを、自分たちで選べる』ことの重要さを、実感するようになりました。選択的夫婦別姓制度があれば、娘は堂々と自分の名前を守りながら、法律婚をすることができます。娘の幸せな結婚は、親として当然の願い

です。その願いが、時代遅れの制度によって阻まれている現実を、私はとてもつらく感じています。」

「私は、子を思う親の気持ちは誰にとっても変わらないものだと思います。娘が自分の意思を尊重され、幸せに生きられる社会であってほしい。そのためにも、選択的夫婦別姓制度の導入が一日でも早く実現されることを、心から願っております。」

ケ 東京都墨田区の■■■■女性（甲C1・陳述書017）は、以下のよう  
に述べている。

「私にとって氏名は、単なる記号ではなく、自分という存在の証であり、アイデンティティそのものです。それにもかかわらず、結婚によって姓の変更を求められる現行制度は、私の人格の一部を手放すことを当然のように要求してきます。たとえば転職や、新たな習い事を始めたいというようなより日常的な場面、新しく行動を起こしたいシーンには必ず、『自分の名前が使えるだろうか』という不安がつきまといきます。長年積み重ねてきた名前の信用や関係性、思い出さえも、婚姻という制度の前では軽んじられる。これは、単なる手続き上の不便ではありません。『あなたの名前ではないほうが正しい』と言われていくような感覚に襲われ、私の自己肯定感や社会的行動を著しく抑制します。氏名が人格権の一部だという考え方が少しでも認められるならば、こうした不安と心理的負荷がいかに深刻な人権侵害であるか、ご理解いただけるはずです。」

「現行制度では、婚姻と同時にどちらか一方が姓を失うことが当然とされ、その犠牲をもって婚姻が成立します。このような『婚姻＝名前の喪失』という等式は、婚姻における平等の理念に明らかに反していると感じます。私は、『誰と家族になるか』を選ぶという大切な人生の決断と引き換えに、自分の名前を手放すことが、なぜ当然のように

求められるのか、納得がいきません。結婚は、自分の人生をより豊かにするためのものであって、自分を削るような条件がついてくるべきではないはずです。」

「私がこの制度に反対するのは、単に『面倒だから』ではありません。これは、私自身の存在、尊厳、人生の選択に直結する問題です。選択的夫婦別姓制度が導入されれば、私は自分の名前を守りながら、家族を築くことができます。家族としての一体感と、個人としての尊厳を、どちらも大切にしたい。それは、個人の自由や幸福を真に保障する社会の姿です。」

コ 東京都練馬区の ■■■ 女性（甲C1・陳述書055）は、「少し珍しい苗字を持っています。学生時代にはその苗字をもじったあだ名で親しまれ、初対面の人との会話のきっかけにもなり、長年とても愛着を持ってきました。そんな私が1年前にパートナーからプロポーズを受け、結婚を考えたとき、真っ先に『この苗字と離れたくない』という強い気持ちが沸き上がりました。しかし、周囲の反応は違いました。パートナーやその家族、そして自分の家族でさえ、私が苗字を変えることを“当たり前”のものとして話を進めていったのです。『なぜ、私を変える前提なのか？』と疑問に思い、ぶつけてみましたが、『苗字は女性が変わるものという風習だから』、『彼は長男だから』と筋の通った回答は誰からも得られませんでした。それまで一個人として尊重されていたはずの私が、結婚を機に当然のように〇〇家の嫁というレッテルを貼られ所有物のように扱われる。自分の苗字、つまり自分のルーツやアイデンティティを切り離される。その違和感と理不尽さに、私は深く傷つきました。」とし、約95%の夫婦で女性が改氏していることに関して、「私はその『不均衡さ』を、まさに今、当事者として経験しています。この1年、何度も涙を流しました。『私が女性じゃなか

ったら』『私が我慢して済むことなら』パートナーと激しく口論になることもありました。自分が大事にしていたものをこの手で捨てなければ、愛する人と結ばれない現実、心が引き裂かれるような思いをしています。」と述べて、婚姻によってアイデンティティである氏を切り離される不合理さを明確に指摘している。

サ 茨城県つくば市の ■■■ 女性（甲C1・陳述書020）は、夫婦同氏制は、氏を変える側だけではなく、氏を変えない側も相手に氏を変えさせたことについて心を痛めることになるという点で、夫婦双方に負担を強いるものであることを指摘し、以下のように述べている。

「私は、婚姻前の名前で特段の資産も仕事での実績も築いてはいませんでした。20年以上呼ばれ続けてきた名前こそが自分の名前であり自分の人格の一部であると感じていました。日本では、人の名前を呼ぶ際には氏を使うことが多いこともあり、特に氏が自分の名前であると認識しています。これを変更することは、自分が自分でなくなるような思いを伴うものです。周囲からは、より資産のある方やより実績を残している方が改姓をしない側になるべきだという意見を聞くこともあります。つまり、夫婦のどちらか一方が改姓しなくてはならないならばより何かが劣った方が改姓すべきだという意見です。私は、アイデンティティと結びついた氏名を自分の氏名として使えることは人権であり、資産や仕事の実績によってその人の人権が制限されるというのはおかしいと考えます。改姓前の名前は、学校で友達からもらった手紙に書いてあった名前であり、ショッピングモールで親とはぐれたときに迷子センターで名乗った名前であり、人生の中で最も多く書いてきた名前です。資産とも社会的地位とも結びつかないけれども大切な思い出とともにあった名前でありつづけたいという希望は、誰しも叶えられるべきものと思います。夫婦双方が改姓しない選択肢が

あるならば、上記のように資産や実績を比べ両者に優劣をつけて改姓する方を決めようなどという残酷なことを行わなくても済みます。」

「夫は、私が改姓しなければならなかったことに心を痛めており、私の戸籍上の氏が夫の氏になっている婚姻状態を終わらせることにしました。今度は夫が改姓して再婚しましたが、今度は私が心を痛める番になりました。夫も可能な場面では旧姓使用をしています、『問題の本質は、旧姓が使えるかどうかやそれが不便かどうかではなく、自分の法律上の本当の名前とされているものが自分の名前だと認識できない圧倒的な違和感にある』と言っています。私たちは、現在の法制度が変わらない限り、どちらかがアイデンティティである名前を諦めなければ婚姻を継続できません。氏と名からなる名前は、自分が自分であることを示すものです。日本人同士の結婚において例外なく夫婦のいずれかに改姓を強制させる法律は、人権侵害であり、男女差別を温存するものであると感じています。」

シ 三重県四日市市の ■■■ 女性（甲C 1・陳述書024）は、「山田京子ですと名乗るたびに、今まで生きてきた服部京子としての自分がこの世から消えて行くような恐ろしさに駆られた。これはまずい！そういう状況を体験して初めて身に降りかかったことの大きさを体感した。それはまさに痛みを伴うものだった。我が身を苛む痛み、苦しみ。それをひしひしと感じて初めて、失ってみて初めて、自分の名前というのは人権なのだ、と腑に落ちた。それまで、人権という言葉は知っていたけど人権とは何かという実感を持つことは無かったのだけれど、これが人権ということか！と身をもって感じたのだ。」として、改氏を契機にそれが人権であることを痛感した旨述べている。

また、健康保険証が戸籍名であることに関して、「病院では山田京子さん。これは違和感で本当に辛い。やはり自分のアイデンティティを

否定される気持ちになる。昔別姓の会で、ある会員は保険証の名前が嫌で、具合が悪くてもなるべく病院に行かないようにしていると言っていた人がいた。気持ちはよく分かる。しかしことは健康や命に関わることだ。嫌なら行かなければ良いというわけにはいかない。こんな当たり前のこと、安心して病院にかかるというようなことさえ、別姓を望むものには与えられていないのだ。他にも何か書類に記載したり登録する度に、自分の本来の服部京子を使えるのか、または戸籍名でなければいけないのか、いちいち確認し、その後も確認し続けなければならない。戸籍名で登録したものを見る度に嫌な思いをし続ける。こんな思いで日々を過ごしている者が居ることをどうか分かって欲しい。自分の名前で生きるという当然の権利、人権を認めて欲しい。」と述べている。

ス 広島県広島市の ■■■ 女性（甲C1・陳述書049）は、「毎日朝夕に、名前を呼ばれ、返事し、する度に、あるいは、名前など関係ない作業をしていても、姓のことが頭を占めるようになりました。そして名前は一つ、『恩地いづみ』にしたいと強く思うようになりました。」、「そして婚姻届を出して7年後にペーパー離婚をし『恩地いづみ』を旧姓ではない戸籍姓に戻しました。」、「事実婚になってからは、名前は一つです。胸を張って自分の名前を使うことができ、ストレスはなくなりました。名前を使う上で困ることはありません。頭にずっと名前に関するモヤモヤを抱えないで生活できるようになりました。」、「老病死という人生の苦しい山に夫婦一緒に向かおうと結婚を決意するのに、今は2人のうち1人が名前を失う対価を払わないと婚姻を届けることを否定されます。家族を成し、こどもを育て、できることなら共に老いていきたいと結婚を考えることは、二人のうちの一人の結婚改姓と交換にしかできないことなのではないでしょうか。姓を譲り結婚改姓した2人の

うち一方が、単記できる『本名』としての戸籍姓ではなく、また戸籍姓と全く同じように使えるかどうか疑問符がつく『通称』、いわば二級の姓を使えるところでだけ使えれば、それで解決するのでしょうか。そうではないと思います。事実婚は婚姻カップルの家族を保護するという国家としての責任を放棄していますし、通称使用はそれを求める人にとっては便利な方法でしょうけれど、改姓を希望しない2人には解決にはなりません。」と述べている。

セ 兵庫県神戸市の■■■■女性（甲C5・陳述書899）は、仕事上通称使用をすることはできたものの、「決して十分ではありませんでした。仕事上も、常に本名（戸籍名）が必要となる場面に晒され、『石橋伸子』は通称にしか過ぎない、括弧書きの中に書かれるべきものである、と社会から言われ続けてきました。それはマイクロアグレッションに他ならず、その積み重ねは、私の心を凹ませ続けてきました。氏名は人格の表象であり、自分が本名と思うものを堂々と名乗ることができないことが続くことは、堂々と社会に自分を出せないということとイコールであり、それが長年続きますと、人としての誇りは棄損され、個人の尊厳は脅かされるというのが実感です。個人の尊厳、というと大げさと思われる方もあるでしょうが、自分の本名を名乗れないと仮定してみてください。想像力を働かせればきっとお分かりいただけることでしょう。」、「女性にもっと活躍せよ、と言うのであれば、その負担を軽減するだけでなく、女性が希望するならば、婚姻後においても、生来の氏名を名乗ることを許容し、誇りと尊厳を脅かされることなく、堂々と自分が本名としたい氏名を名乗って活躍できるようにしてください。たかが名前というならば、たかが名前のことくらい、なぜいつまで経っても、選択できるようにできないのですか。」と述べている。

ソ 女性（甲A388・14頁目左側5番目）は、「先日大好きな人と法

律婚をして、自分の本来の姓を失い、暗く沈んだ気持ちになっています。結婚とは喜びに溢れる事柄であるはずなのに、同時に自尊心が深く傷つき、悲しくて何度も泣きました。自分らしくいきいきと生きるために、本来の姓を名乗りたいです。」として、本来は喜びにあふれることであるにもかかわらず、改氏により自身の尊厳が深く傷つけられたと述べている。

タ 男性（甲A388・3頁左側3番目）は、「人の氏名は、生まれた時からたくさんの人にその名前を呼ばれることで、その人の人格の一内容を形作ります。結婚に伴ってどちらか一方がその人格権を強制的に放棄させられる現在の法制度は、上記の人格権の蹂躪に他なりません。しかも、圧倒的多数の場合、放棄させられるのは女性であり、これは女性に対する社会からの差別的取扱いにも当たります。このような不合理な制度は、憲法上の幸福追求権や平等権を違法に侵害するものであることは明らかでしょう。」「私は男性ですが、人格権を放棄したくないという自然な希望を待つカップル同士の結婚において、各自の尊厳が当たり前で尊重される社会を望みます。尊厳を軽視する社会においては、あなたの尊厳もどこかで踏み躪られることでしょう。」と述べている。

チ 女性（甲A388・3頁右側4番目）は、婚姻により自身が改氏することを余儀なくされたことに関し、「物心ついた頃からずっと『このままの苗字で結婚したいな』と思っていました。母がつけてくれた自分の名前は、苗字と合わせて完成するような綺麗な名前です。苗字も名前もどちらも揃って初めて『自分の名前』と認識できるようなそんな名前でした。」「生まれた時につけてもらった名前と、この先の人生も共に生きていきたいという思い。そして、その人生を大好きな人と共に生きていきたいという思い。その2つが両立できない社会をとて

も苦しく思います。」、「後続の若者たちのためにも、良い世の中になることを願います。」と述べている。

ツ 埼玉県草加市の █████ 女性（甲 A 3 8 9 ・ 3 1 頁左側 1 番目）は、  
「ジブリ映画の千と千尋の神隠し、漫画やアニメにもなっている夏目友人帳という作品にも名前が大きく関わっておりますが、両作品には相手の名前を奪って相手を支配するという共通の内容があります。名前はアイデンティティであり、自分の生まれた意味である。夫婦同姓制度はそれを奪い相手に支配される感覚になる。私が陥っている感覚はまさにこれだと感じております。」と述べ、名前を奪うことは相手を支配することであるとして、両者の関係性を明確に示している。

テ 東京都の █████ 女性（甲 A 3 9 1 ・ 1 1 8 頁）は、「よく『なぜ名前を変えたくなかったのか？』と理由を聞かれるわけですけど、『いや、だって自分の名前じゃない？』という話で。だいたい質問する人も男性が多かったりするので、『あなたを変えてないのと同じですよ』と。『私に聞かないでくれない？』って思うんです。『あなたはなんで変えなかったんですか？』という話ですよ。変えないことに理由はなく、むしろ変えたい人に理由があるんだと思うんです。同じ名字になって『夫婦になった』っていう気持ちになりたいとか、例えば、実家と関係が悪くて早く親と同じ名字を変えたいっていう事情の方もいらっしゃるわけだし。もちろん、『変えたい理由』だって聞かれる必要はないと思っていますよ。でも、変えないことにはもっと理由なんてないでしょうって思うんですよね。名前を変えるのって、本来だったら家庭裁判所とかに行って理由をいっぱい書いてオッケーもらわなかったら変えられないぐらいの大変な話じゃないですか。でも、結婚だと三日ごとにだって変えられますからね。合法的に。」として、氏を変えたくないという思いは何か特別なことではなく、一般男性が氏を

変えたくないという思いと何ら変わらない旨述べている。

ト 北海道の ■■■ の女性（甲A380）は、婚姻前は、珍しい名であったことが人間関係のきっかけとなったり、名の一部を用いた愛称で友人から呼ばれてきたことで、氏が自分自身のアイデンティティとなったことを以下のように表現している。「そんな豊かな人間関係を築けた大学自体、そのスタートとなる人との出会い、つまり『はじめまして』のシーンにおいて、私の姓はもはや欠かせないものとなっていました。自己を形成する過程で、そして今までも『これが私なんだ』と思えるその『私』を指すとき、そこには『姓込みの私の名前』が必ず含まれています。」（3枚目）「これが揺らぐことのない『私』の出発点であり、姓を変えることは、表記や呼び方が変わるという表面的な問題ではなく、もっと深い部分、『存在の完全否定』を意味すると言っても過言ではありません。それくらいに、私にとって『姓』はとても大切なものなのです。」（4枚目）

ナ 岐阜県の女性（甲A381）は、婚姻前の氏が自分の故郷に多い珍しい氏であり、自身のルーツとしてアイデンティティを形成していたことを以下のように表現している。「故郷から離れて生活している私にとって、…氏は私のルーツを表すものです。幼い頃からそう感じており、自分のルーツに愛着を持っています。」「私は自分の名前を変えたくありませんでした。それは私のルーツであり、私のアイデンティティーそのものです。」（7・8頁）

## 2 配偶者間における不平等（一方のみが改氏を強いられ、かつ、それが女性に偏っているという二重の差別）

### (1) 概要

現行の夫婦同氏強制制度は、一方は従前からの氏を維持することが

できるのに対して、他方は必ず氏を失うため、配偶者間に必ず不平等が生ずることとなる。また、改氏は圧倒的に女性に偏っているという点において、さらに、夫婦同氏制度は、「婚姻したら夫の氏を名乗るものである」という男女不平等の経験則・価値観を再生産し、実質的不平等を慣習として固定化する役割を果たしているという点において、女性差別としての不平等も生じている。このように、現行制度は、二重の差別を生じさせているものである。

これらの点に関し、陳述書等においては、①いずれか一方に改氏の負担を強いることを避けるため、法律婚を諦め、若しくはためらっているケース、②夫婦間できちんとした話し合いができないまま女性側が改氏を強いられたケース、③親族からの圧力により、女性側が改氏せざるを得なかったケース等がみられた。

そこで、以下では、上記のケースごとに整理してその一部を紹介する。

## (2) 陳述書等の抜粋

### ア 法律婚を諦め又はためらっているケース

- (ア) 京都府京都市の ■■■ 男性（甲C2・陳述書087）は、パートナーとの婚姻という希望を叶えられないのではないかと大きな不安を抱えているとして、「何より辛いのは、女性の側が姓を変えることが圧倒的に一般的であるがゆえに、二人の間に不平等が生まれてしまうことです。パートナーは性格の優しい人なので、『自分が変えれば済む話なのではないか』という気持ちを持つと思います。もし法律婚の利益を享受するために姓を変えたほうがよいということになれば、これまでの社会的規範をパートナーが感じ、自身を変えることを甘受するかもしれません。私は、その状況に耐えられません。かといって、私自

身の姓を『旧姓』とすることにも、言いようのない苦痛を感じます。ですので、法律婚をすれば、既に多くの方が経験されているように、私たちは精神的な負担を、問題が起こるたびに、あるいは毎日、強く感じると思います。こうした状況は、われわれ二人の好みで片付けられるような問題ではなく、片方が男性であり、片方が女性であることに起因する問題に他なりません。このような状況を招く現在の民法の規定は、両性の本質的平等という憲法の規定に反しているのではないかと思わざるを得ません。」「国民一人ひとりに認められた結婚の自由が、生まれ育った名前の一部を捨てずとも認められるようになる世の中になるよう、公正な判決を願ってやみません。」と述べている。

(イ) 愛知県名古屋市の ■■■ 男性（甲C2・陳述書180）は、法律婚ができていない経緯について、以下のように述べている。

「いざ婚姻をしようとした時に気付いた壁。それが氏だった。私にも氏があり、相手となる人にも氏がある。悩んだ私は、相手となる人が氏名で社会的に活動していることをから、自分自身の氏を変えることを考えて、自分に名を与えてくれた親に相談した。ここで問題が起きた。親は大反対。「一所懸命に考えた名前であり、息子が氏を変えることは考えられない。」と言い、氏を変えるなら婚姻に反対すると言いつ切った。これまで育ててくれた親の反対を押し切ってまで婚姻にこだわるべきか、しばらく悩む日々を過ごした」が、「しかたなく、私達は事実婚を選択することにした。」

「不思議に思うことは、夫婦同氏を強制する民法は誰のための制度なのかである。婚姻の意思をもつ二人が20年間力を合わせて暮らしているが、こういう二人の形を守る制度ではなく、拒否するための制度になっているのではないかということである。では、なぜ拒否するのか。最高裁の判例を読むと、家族という一つの集団を構成する一員

であることを対外的に公示し、識別する機能が、夫婦同氏にはあって、それを守る必要があって、そのためには、夫婦の氏ができないものを、この制度から拒否することはやむを得ないという判断だという。我々は識別されるために生きているのだろうか。また、同氏の者だけで構成されない家族もたくさんあるが、裁判所も立法府も一般的な家族として認められていないのだろう。民法の婚姻に関する規定は、民のための制度ではないということなのだろうか。」

『婚姻は、両性の合意のみに基いて成立』という憲法第24条の規定に、民法が同氏の要件を加えて、我々のように婚姻をできない人を生み出しているのは明らかである。婚姻が民のための制度であることを明らかにするために、司法本来の役割として憲法による正義を実現してくれることを期待している。」

(ウ) 大阪府大阪市の ■■■ 男性（甲C1・陳述書027）は、現在10年間交際を続けている女性がいるものの、お互いを深く尊重し合っているがゆえに、婚姻に踏み切れずにいるとして、以下のように述べている。

「私のパートナーは、結婚によって姓を変えることに強い抵抗を持っています。その理由は、単なる名前の好みや職場での手続きの煩雑さといった次元のものではありません。彼女にとって『名前』は、自分自身の歩んできた人生の軌跡であり、自我を構成する大切な一部です。それを制度の都合で変更せざるを得ないという現状に対して、深い疑問と痛みを感じています。私自身、彼女がそう感じるのは当然だと思っています。なぜなら、結婚をするということは、本来、互いの意思と信頼に基づいて築く人生のパートナーシップであるはずだからです。にもかかわらず、いざ結婚しようとするれば、どちらかが『姓を捨てる』という一方的な負担を背負わされる。そのことに対して私

は、彼女に『我慢して名字を変えてくれ』と言うことができません。それは彼女に対する敬意を損なう行為だと思うからです。一方で、『それなら自分が姓を変えようか』と私が申し出たこともあります。しかし、彼女は『自分が嫌なことを、あなたに押しつけない』として、それを受け入れようとはしません。私たちは、お互いに相手の尊厳や気持ちを思いやる関係でありたいと願っているがゆえに、結婚において必要とされる『姓の統一』という要件の前で、足踏みせざるを得ないという、非常に矛盾した状況に置かれています。』

(エ) 広島県広島市の ■■■ 女性（甲C1・陳述書049）は、ペーパー離婚をせざるを得なくなった経緯について、「夫は悩むことなく姓をそのまま使って、いろんな改姓手続も要りません。『それってすごく不平等じゃない？』と夫に当たってしまうことにもなりました。」「改姓によって自分を失う喪失感を味わい、不利益を被っているのは、日本国憲法にある『夫婦が同等の権利を有』し、『個人の尊厳と両性の本質的平等』に立脚しているはずの夫婦のうち、妻の私一人。それを不平等と言わずに何というのでしょうか。そして、とても大切に大好きなので一緒に生きていきたいと思っている夫に対して、不平等感が介在することで思いが減じてしまうことをとても辛く感じました。不平等を感じ、また日常生活で恩地いづみとして暮らしていけない不安全感も日ごとに募りました。」と述べている。

(オ) 東京都多摩地区の ■■■ 男性（甲A389・2頁左側1番目）は、法律婚ができない理由について、以下のように述べている。

「私は妻の人格に惹かれ、敬意を払い、生活を共にするようになりましたが、妻の姓もその人格の一部です。妻も同様に、私に敬意を払っております。ところで私の姓は私の人格の一部であり、また上述したキャリア（原告ら代理人注：科学者）を示す重要性に鑑み、これを

安易に変更することは受け入れがたいものがあります。自分が受忍し難いことを、一体どうして妻に強いることができましょうか。私はかようなダブルスタンダードを、人生の伴侶に適用することは、とてもできません。多くの人は、特に若い世代ほど、同じ思いを抱いていることでしょう。それにも関わらず、法律婚を選択しないことによる数多の弊害、例えば共同名義の資産保有や遺産相続などの点において、法律婚と同等の権利を保持できないことを避けるため、やむを得ず改姓を受け入れ婚姻する人も少なくないことは理解しています。しかしその結果、出生時から使い続けてきた名前の変更を余儀なくされ、自己喪失感を味わう人もいるでしょう。これは重大な人格権の侵害であると考えます。『結婚するのだから、そんな喪失感も受容せよ、でなければ結婚する資格などない』などと、何の関わり合いもなく、罪もない他人に対して平然と強要できる者はいないと思われます。一方、夫婦のうち改姓しなかった方は、その喪失感を免れるわけですから、この時点で既に、改姓を2人のうち1人に強要する現行制度は、両性の平等の原則に反していると明言できるでしょう。」

(カ) 京都府京都市の ■■■ 女性（甲A389・32頁左側2番目）は、もともとは法律婚をする予定であった男性と話し合った結果、事実婚とすることになった理由について、以下のように述べている。

「法律婚では互いの意思やアイデンティティ、社会的立場を尊重できないと考えての決断でした。」

「パートナー自身にも、自分も苗字を変えたくないという気持ちと、男である自分が苗字を変えたら社会的にどうみられるかという心配がありました。私も、それらのことを考えたとき、苗字を変えたくないというのは自分のわがままなのではないか、そのことでパートナーに負担を強いることになるのではないかと悩みました。しかしそれ

と同時に、夫側が苗字を変えることへの偏見がある社会に対する疑問や不信感も沸き起こりました。現行の法律では、夫妻どちらかが必ず苗字を変えなければなりません。どちらの姓に変えるかを夫婦の意向によってのみ決められたなら、まだ制度として受け入れることができたかもしれません。しかし、現実には夫側の姓を妻が名乗るカップルが多数派です。そこには、『夫側が苗字を変えるためには何か特別な理由がなければいけない』という社会的な意識が強くあるように感じます。中には本当に苗字にこだわりのない方もいらっしゃるでしょうが、そうした意識にかかわらず、『苗字を変えないことの特別な理由がない』場合、現状は妻が夫側の姓に変えることを受け入れざるを得なくなるのです。もちろん、夫側には苗字を名乗り続けることの特別な事情など必要ありません。これには明らかに慣習が作り出した男女の立場の差が示されており、現代のモラルからすれば到底平等といえるものではありません。苗字の決定にこうした男女の社会的なパワーバランスが影響する（ように見られる）からこそ、苗字を変えた男性は偏見の目にさらされるのではないのでしょうか。」

「私は結婚に際し、苗字を変えたくないことの理由をあれこれと捻りだしたあげく、この労力は単に自分が女であること、その立場の低さ、権利の乏しさに起因するものだ気づき、愕然としました。そうした思いを抱かせる社会であって良いわけがないと強く思います。女性も男性も、全ての人が互いに尊重しあえる社会に整えてほしいと思います。」

(キ) 愛知県名古屋市の ■■■ 女性（甲 A 3 8 9 ・ 3 4 頁左側 2 番目）は、氏のことが原因で婚姻できなくなるのではという不安を抱えているとして、以下のように述べている。

「今まさに結婚を控えている ■■■ 女性です。私自身、これまで

親しんできた氏を変える気にならず(その必要性も感じられません)、かといってパートナーに改姓を強要したいとは思わないため、それぞれが現在の姓を引き続き名乗りたいと考えています。ただ、事実婚では両親の理解が得られるかわからず、不安な日々を過ごしています。万が一こじれた場合は、結婚の話自体なくなってしまうかもしれません。夫婦でどちらかの姓を決められると言いながら、実際は『女が姓を変えるもの』との無言の圧力を感じるため、私が現在の姓を継続して使用したいと主張すること自体が我儘と捉えられるのではないかと苦しんでいます。制度さえ変われば、堂々と別姓を選択できるのに、と歯痒い思いです。おそらく多くの男性はそんなこと考えたこともないのでしょうが、世の中にはこういった『女性がじっと我慢するもの』が多すぎる気がします。」

#### イ 夫婦間で協議ができないまま女性側が改氏を強いられたケース

- (ア) 東京都杉並区の ■■■ 女性(甲C1・陳述書025)は、2000(平成12)年に法律婚をした際に、自身は氏を変えることに抵抗を感じつつも、改氏せざるを得なかったとし、その当時について、「波風を立てたくない私は、姓を変えたくないと言い出せませんでした。仕事と並行して結婚の準備を進める多忙な生活の中で、相手とその周囲に説明すること、あるいは説得することに多大な労力がかかることが容易に想像できました。その気力体力がなかったのです。」、「今思えば、姓の変更は『社会的圧力』によるものでした。一般的に大多数の男性は『社会的圧力』に任せていればこんなに悩まずにいられるのですから、子どもの頃から信じていた男女平等は、実はまだまだ達成していないのだと実感します。」と振り返っている。

そして、「ぜひ、この問題について考えなくて済んでいる(多くの場

合は男性の方々にも、自分がその立場だったと考えていただきたいです。また、結婚相手の姓に変えたいという方が姓を変えることには大賛成です。ただ、私は自分の氏名を使い続けたい。どちらの気持ちも尊重される社会であってほしいです。どちらも認められることになっても、感じ方の違うどちらにも不利益があるとは思えません。個人のことを社会から強制することにはじゅうぶん慎重な社会であってほしいです。」と述べている。

(イ) 愛知県豊橋市の 女性 (甲C1・陳述書050) は、以下のよう

に述べる。

「子供が生まれて出産で入院してる間に婚姻届が出されました。夫は何も悪くないと思います。周りから、結婚してないと子供が可哀想だ、男が改姓するのはおかしいと散々言われていたのだから。その常識に則っただけです。私が、我慢して、涙をのんで、受け入れました。本当に、こんなに苦しいなんて知りませんでした。改姓して、初めてその事務的、精神的な負担を知りました。実家も女姉妹だけで皆改姓済なので先祖代々の姓は消滅しました。両親だけでなく、先祖との縁も断ち切られました。この虚無感や苦しみは本当に改姓してない多くの人(特に男性)には伝わらないだろうと思います。だからこそ既婚女性の問題に矮小化され、国民の殆どは望んでないだの興味がないだのと言われてしまう。この問題はあらゆる面で女性差別という社会構造の話に繋がります。私はこの夫婦同姓制度が明治の家父長制意識を現代に温存していることこそが問題だと考えています。根本にある女性蔑視が、あらゆる面で女性の独立や社会的自立を阻んでいるのです。こんな苦しみを、私の娘の世代に絶対に残したくありません。」

(ウ) 大阪府枚方市の 女性 (甲C2・陳述書186) は、「私は結婚した時、名字を変えました。女性が変わるものと当然思っていて、そ

の時は結婚したことが嬉しくて何とも思いませんでした。」「夫の態度は、結婚前後とそして妊娠前後、出産前後と、時間を経つごとに、優しさに向け、傲慢な態度になってきました。夫の両親は家父長制が強く、ことあるごとに〇〇家の人間、〇〇家の嫁といい、夫と同じく時間の経過とともに強くなり、上からで少しでも意思をみせると激怒し生意気と罵られました。」「結婚する前はあんなに優しくった夫も義両親も、結婚後は態度が徐々に変わりました。それはなぜか原因を考えました。原因は名字を夫制に変えたことです。名字を変えることによって、自分達の序列の下に組み込ませ、従わせる。家父長制が私を個の存在から持ち物へと変えさせました。名字は大切な財産なのです。誰も犯すことのできない、本人のうまれもった権利なのです。私は名字を変えて、人権を失いました。」「夫は士業で仕事も依頼が多く一件穏やかで、誰も家庭では妻に人格否定をしているとわかりません。男はエライ、女に名字を変えさせたら従わせれると勘違いして生きてる人はこの社会に普通にたくさんいると思います。」「私には2人の娘がいます。娘たちはこんな家庭を見て、結婚しないと言ってます。名字を変えたくないし、自分が変えないのに相手を変えて当然と思う男は人として信用ならないと。裁判所は、結婚に伴って名字を変えた人たちの問題を単に不便とかキャリアの問題だけと考えないで下さい。これは女性の人権の問題であり、非婚化、少子化の原因の大きな一つでもあります。国民の半分は女性です。次世代の、これからを生きる女性たちにこれ以上魂を生まれ持った権利を奪わないで下さい。」と述べている。

(エ) 北海道の ■■■ の女性（甲A380）は、圧倒的多数が夫の氏を選択している社会の状況や、女性の方が経済的に不利な立場にあること等から、夫婦の氏について、対等に議論できなかった状況について以

下のように述べている。

「夫は、自分の性別や社会のしくみ、生まれた順番が原因でそうせざるをえない状況にあるかのように話してはいたものの、結局は、妻が改姓することが多いという社会の中で、『妻の方が姓を変えて当たり前』という価値観が夫の中で再生産されているように見えました。」

「婚姻により経済的な立場が弱くなる私としては、『納得できない』と言うことはできず、どうしようもなく、やむを得ず、法律婚により戸籍上夫の姓に改姓することとなりました。」（１・２枚目）。

（オ）岐阜県の女性（甲Ａ３８１）は、勇気を出して夫婦の氏についての話し合いを持ちかけたが、全く取り合ってもらえなかったことについて、以下のように述べている。

「２００９年に夫と結婚をすることになりました。現在もそうですが、よっぽどの理由がない限り女性が氏を変えて夫に合わせるのが当然だという無意識の女性差別がかなり残っている社会であるため、私が氏を変えざるを得ない状況になりました。ですので、夫は私が変えるのが当然で疑う余地はない、と考えて、話し合う必要性自体を全く感じていませんでした。」（２頁）

「それでも、私は勇気を出して、『結婚はしたいけど…氏は捨てたくないんだよね。』と口にしたのですが、夫はむっとして、『しゃあないやろ、そなん。』とだけ言って、その場から立ち去っておしまいになってしまいました。」（２頁）

#### ウ 親族からの圧力により女性側が改氏せざるを得なかったケース等

（ア）東京都中野区の ■■■ 女性（甲Ｃ１・陳述書０１８）は、以下のよう

に述べる。

夫婦間ではどちらの氏にするか相談して決めることに合意してい

たものの、夫の母親が「嫁が改姓しないなんてわがままだ」と強く反発し、「夫が義母からの猛反発を受けて憔悴しきっている姿を見て、私は法律婚の際には必ず私が改姓するという形で折れることになりました。今でもその時の夫の姿と、心を決めて『私が改姓するのでいいよ』と夫に伝えたときの、社会の『常識』には抗えなかったという諦めの感覚と、自分を自分で傷つけたような感覚を思い出すと、動機がして、涙が出そうになります。『男性が改姓する可能性もあるのだから男女平等だ』という意見もありますが、男性が女性の姓に変える可能性を検討するという、これから夫婦になろうとする2人が同じスタートラインに立つことすらこれほど困難だということを知ってほしいです。」

「仕事では旧姓を使用していますが、仕事で使用している名前と戸籍名が同一人物であることを証明しなければならない場面もあり、常に旧姓併記の在籍証明書を持ち歩き、窓口で怪訝な顔をされながら面倒な説明をしなければならないことがあります。そのたびに、夫がこのような不利益を被らないこと、そして私が女性であるという自分ではどうしようもできない理由でこれを強いられることに、苛立ちを感じます。」

(イ) 東京都町田市の ■■■ 女性（甲C1・陳述書036）は、10年交際した男性と法律婚をしたが、その際に、夫は自分の氏にすることに賛同してくれたものの、夫の両親にその意思を伝えると、夫の母親からの反対を受け、自身が夫の氏に変えることを余儀なくされたとして、以下のように述べている。

「結局夫の苗字になることで私が折れました。理由としては、夫が転勤を控えていて結婚を早くしたかったこと(時間的な余裕があれば、もっと話し合いを重ねてから結婚したと思います)私だけが我慢すれ

ば、みんなから祝福される幸せな結婚になると思ったからです。その決断をするまで、なぜ夫婦どちらかの姓にすることが法律で決められているのに女だけ我慢しなければならないのか悔しい思いと、私が世間一般で言う“普通”の考えだったらこんなに苦しなくてよかったのかと何度も泣きました。」

「私が我慢すればみんなに祝福されると思っていましたが、結局は私が我慢することになったことを私の両親は悲しみ、私も今まで生きてきた苗字ではない名前と呼ばれる度に、これは私じゃないと悲しく悔しい気持ちでずっと生きています。私のアイデンティティは苗字に紐づいているのだと実感しました。」

「選択的夫婦別姓が導入されれば、選択肢が一つ増えるだけです。悲しむ人が減ることが悪いことだとは絶対に思いません。こうやって少しでも生きやすい世の中に早くなってほしいです。」

(ウ) 神奈川県川崎市の ■■■ 女性（甲C 1・陳述書054）は、婚姻する時にどちらも改氏したくないためじゃんけん等で氏を決めることにしたところ、「夫の親は、息子が名前を変えるなんて許さんと怒った。」、「縁を切るとか、死んだ母さんも許さんぞとか訳のわからないことまで言い始めた。」、「なぜ第三者である義理の親が私の名前を決めようとするのか？誰のための結婚なのか？誰の名前なのか？なんで死んだ第三者のお気持ちのほうが私の希望より優先されるのか、嫁の人権の低さに絶望した。」、「息子や娘が結婚できない、望まぬ改姓をせざるを得ない未来を想像したら、選択的夫婦別姓は子供がかわいそうなどという考えには至らないでしょう。」、「これは不便とかの問題の前に、人権の問題である。私たちにも男性並みの人権を。」と訴えている。

(エ) 他方で、男性が氏を変更した場合に親族からの反発を受けること

がある。■の男性（甲A384）は、約30年前に妻の氏で婚姻をしたが、その後の親族からの反発について以下のように述べている。

「妻の氏で婚姻届を出した後、そのことを自分の兄に電話で報告したところ、兄が両親に知らせたようで、その後父から電話があり勘当を言い渡されました。『二度と俺の前に顔を見せるな』とまで言われました。母からも『今までにかかったお金を返せ』等と言われました。その結果、私と私の実家側との関係は完全に破綻しました。」

（3頁）。

このような周囲からの影響が、夫婦間での自由かつ対等な協議を困難にさせているのである。

- (3) なお、自己の氏の維持を希望する女性が「わがままな女」とされたとする声もみられた。そうであれば、自己の氏の維持を希望する男性が「わがままな男」と言われないのは、なぜであろうか。なぜ、男性は、自己の氏を維持するのが当然だと思っており、かつ、それが「わがまま」と言われることがないのか。この一点だけからしても、そこに明確な男女差別があることは、明らかである。

### 3 夫婦同氏でなければ家族の一体感が得られないということはないこと

#### (1) 概要

陳述書の中では、選択的夫婦別氏制度の懸念点として挙げられることのある「夫婦・親子の氏が異なることで家族の一体感が失われる」との意見に関し、別氏家庭での実際の体験談に基づく記載も多く見られた。

別氏を理由として家族の一体感が失われることはなく、そのような

偏見や価値観の押し付けこそが不当であること、夫婦がそれぞれの氏で生きることも同じ氏で生きることも等しく尊重されるべきであることなど、外部からの勝手な想像や偏見ではない、当事者家族の本当の思いが述べられている。

## (2) 陳述書等の抜粋

ア 大阪府吹田市の ■■■ 女性（甲Ｃ２・陳述書１６３）は、夫の氏で婚姻届を出したものの、旧姓の通称使用の不都合が大きく、すぐにペーパー離婚し、子どもが生まれた時のみ婚姻届及び離婚届を提出して生活している。

そして、家族の生活について、「日常生活では、夫婦・親子が別姓であることによる不都合を経験したことはありません。家族仲は周りから羨まれるほどに良く、子どもは幼い時期から、苗字＋名前は個々人がそれぞれ持っているもの、という認識で育っているのでまったく違和感はなく、周囲の子から疑問や指摘を受けた経験もないそうです。」と述べ、「姓が異なると絆が弱まるというのであれば、現状において、婚姻で夫の姓に変えた娘は、姓の変わらなかった息子よりも、実家の親との絆が弱いのでしょうか。姓が異なると相続に問題がでるというのであれば、婚姻で夫の姓に変えた娘が親からの相続時に現状でも問題に直面しているのでしょうか。」、「反対意見は、根拠となるデータをもって責任をもって示していただきたいです。そうでない意見は、単なる個人の好み・感情でしかなく、人の権利を制限する根拠にはなりません。」と述べている。

イ 兵庫県神戸市の ■■■ 男性（甲Ｃ２・陳述書２３０）は、外国籍の女性と婚姻したため、婚姻後の氏を選択することができ、お互いに氏を変えずに生活をしている。

そして、「彼女の国（ヨーロッパ）では、パートナーの国籍に関係なく、入籍後の姓は自由で、1）男性／女性側の姓に変更するケース、2）男性／女性側の姓を加えるケース（2重の姓を持つ）、3）特に変更せず、の3パターンがあって、このどれかの選択肢がマジョリティーで社会的に要請されているという雰囲気があるわけではありません。国際結婚に限らず、同じ国籍同士であっても個々人をより尊重しあう、多様な生き方が今後ますます進んでいくなかで、日本国籍同士のカップルの場合はどちらかの姓に統一しなければいけないというルールにメリットはもはやないのではないのでしょうか？」と述べている。

ウ 東京都練馬区の ■■■ 女性（甲A389・12頁、1番目）は、婚姻時に夫の氏に改氏したが、子どもの小学校入学を機に、旧姓を戸籍名として使用し続けるためにペーパー離婚をした。

夫婦別氏と子どもとの関係については、「よく夫婦別姓だと子どもがかわいそうと言われますが、うちの子どもたちはその不利益を感じたことがないと言います。また子どもの友達には『表札が二つあってカッコいい』『うちのママにも旧姓を名乗ってと言った』などと言われるくらい、そういう家族もあるよね、という受けとめでした。娘の結婚式で、当日配られた席次表に高阪姓で掲載されていたのに少し驚きました。娘の夫の親族にどのように思われたらどうかと心配したのですが、娘には『お母さんの姓は高阪だから』と、娘の夫には『親族にどう思われるかなんて関係ないです。何も思わないですよ』と言われ、とても嬉しかったです。」と述べている。

エ ■■■ 女性（甲A389・14頁、1番目）は、外国籍の男性と婚姻したため、氏を変えずに済んだことが本当に良かったと述べている。そして、「姓が違くと家族の絆が壊れる、という意見があるようだが、全くナンセンス。夫の国では親子で同じ姓の人は誰もいないにもかか

わらず家族仲は良い。姓と家族の連帯には何ら関係がない。ましてや他人の家庭の形なのだから反対する意味が分からない。」と述べている。

オ 神奈川県横浜市の女性（甲Ｃ３・陳述書２４２）は、自身の両親の氏が違う家庭で育ったが、「混乱した事など、一度たりともありません。巷ではかわいそう、等の声がありますが、『かわいそうな状態』にさせるのは、日本の社会ではないだろうか。うちは、仲の良い普通の家庭です。夫婦別姓だと子供がかわいそう、等の意見があるが、当事者として発言したいです。両親の愛情を受けて育ち、私は幸せ者だと思っている。」、「ちなみに、７０代の両親は今でも仲が良く、互いに尊重し、助け合っています。」「通称を推奨するなら、政府として、なぜ男性に改正しましょう、と働きかけてくれないのですか？選択的夫婦別姓を女性の（わがままのような）問題にすり替えないでほしい。」と述べている。

カ 香川県高松市の 女性（甲Ｃ２・陳述書１９２）は、別氏家庭で、母とは違う氏で育った者として、次のように述べている。

「生まれた時から別姓家庭で育ってきた子供は全く可哀想ではないということです。同姓家庭で育ってきた方たちが、家族が別姓になるのは嫌だと思うのは、当然のことだと思います。考えるべきは、“同姓家庭の子供は家族が別姓であることをどう感じるか”ではなく、“別姓家庭の子供は家族が別姓であることをどう感じるか”、“家族が同姓になることを望むかどうか”です。私は『望まない』と答えますし、ほとんどの別姓家庭の子供も、同じように答えると思います。同姓家庭の子供が、家族が別姓になるのが嫌だと思うのと同じように、別姓家庭の子供も、家族が同姓になることには違和感を覚えると思います。私が知っているのは、私とは姓が違う母であって、私と姓が同

じ母ではないのです。」「私の母は望まない改姓により、これまで苦しんできました。知らない人の勝手な想像によって、自分を盾にされ、制度改正を妨げられるのは、それこそ、私にとって苦しく悲しいことです。どうか、一刻も早く制度改正が叶いますよう、願っております。」

キ 東京都小金井市の ■■■ 男性（甲C1・陳述書056）は、「ふたりで幸せな生活を築くために結婚しようとしているのに、最初から片方は姓を『変えた』ことにより、もう片方は姓を『変えさせた』ことにより、ふたりとも悲しい思いを抱えて出発するなどということはしたくありませんでした。」「結婚生活も40年弱になりましたが、姓が違うからといってわたしたちの仲が悪くなるわけではなく、そもそも結婚するまえに付き合っていた時も別姓だったわけだから当たり前ですが、お互いの気持ちを尊重し、時にはお互いに真剣だからこそ意見のぶつかり合いも経験しつつ、ここまで幸せに暮らしてきました。別姓反対論者がいう『家族の一体性の喪失』などということはまったくありません。想像でものを言うのはやめて欲しいと思います。かえって、お互いの姓を維持し、相手の姓を大切に思う気持ち、お互いを尊重する気持ちを持ちつつ暮らしてきたことで、お互いに相手を尊重する気持ちを忘れずに結婚生活をしてこれたのだとすら感じます。もし、どちらかが姓を変えていたら、こうしたことは起こらなかったかもしれません。」と述べている。

### 第3 まとめ

以上のとおり、氏名に関する人格的利益は重要な法的利益であるが本件各規定は夫婦のいずれ一方にかかる人格権の侵害を強いるものであること（第2の1）、それによって婚姻を諦めたりためらったりする自体も多く生じたり（第2の2(2)ア）、夫婦の氏について夫婦間で自由かつ対

等な議論ができずに女性ばかりがその負担を強いられているという女性差別的な意識・慣習も根強く残っていること（第2の2(2)イ及びウ）、一方で、夫婦同氏でなければ家族の一体感が得られないということではなく、夫婦同氏を強制しなければならない必要性もないこと（第2の3）が、多数の当事者の声からも裏付けられる。このように本件各規定によって様々な困難に直面しているからこそ、選択的夫婦別氏制度が、何十年も前から、地域や世代や男女の別を超えて、切望され続けているものである。

その真摯な声に、その一つ一つの人生に、ぜひ触れていただきたい。

そして、一人一人に正面から向き合い、その問いに答えてほしい。

本来は何の関係もない、個人の名前と婚姻が、なぜ結びつけられているのか。その歴史や背景に、今も合理性があると認められるのか。

個人の氏を国家が強制的に奪うことは、個人の尊厳を傷付けるものではないのか。

婚姻に際し、片方は必ず氏を維持できるが、片方は必ず失わなければならないとすることに、配偶者間の平等はあるのか。

女性は、女性に生まれたということだけで、婚姻に際し氏を維持することが著しく困難な現状に、男女間の平等があるといえるのか。

婚姻という重大な局面において、「同氏になりたい（なるべきだ）」という価値観と、「それぞれの氏を維持したい」という価値観のいずれもある中で、両者が平等に尊重されているのか。

憲法は、個人が多様な幸福を追求することのできる制度的な仕組みを求めている。民法もまた、憲法のもとにあるのである。

以上